

2009年11月5日

埼玉県知事

上 田 清 司 殿

社団法人 埼玉県労働者福祉協議会

理事長 片 山 修

<会員団体>

日本労働組合総連合会埼玉県連合会

中央労働金庫埼玉県本部

全労済埼玉県本部

埼玉県勤労者福祉センター

埼玉県労働者信用基金協会

埼玉県勤労者生活協同組合

株式会社埼玉勤労者サービス



要 請 書

720万県民の暮らしの安心・安全と埼玉県の発展のために、日々、先頭に立って県政運営に当たられている上田清司知事に心から敬意を表します。

さて、当協議会は、いき過ぎた市場経済至上主義がもたらした雇用や所得における格差の拡大や、ワーキング・プアなどの貧困層の増大、世界同時経済危機に起因する現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、勤労県民の暮らしと生活の生涯にわたるサポートする視点から、労働者福祉施策の一層の拡充と共生の地域社会づくりの推進、労働と生活の質の向上に資するため、本年度の政策制度改善要請を以下の通りまとめました。

つきましては、県5か年計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に掲げる県民の全員参加を基本とした、誰もが安心して暮らせる「安心・安全な埼玉づくり」施策の一環として受け止めていただき、また、勤労県民1人ひとりの自立を支援し、地域社会に自らが積極的に参画する、埼玉県の新たな労働福祉行政を確立していく視点からも、ぜひ、当協議会の要請項目の趣旨にご理解を賜り、2010年度(平成22年度)の県政施策に反映して戴くよう要請する次第です。

2009年度「政策制度改善要請」

1. 「団塊世代活動支援センター」の3年間の事業成果を踏まえ、また、退職シニアをはじめとする中高年齢者層の高い就労支援ニーズに対応するため、「団塊世代活動支援センター」を中高年齢者の就労支援を基本とした「埼玉県シニア就労支援センター（仮称）」として、発展的に改組して継続すること。

<要請の考え方（根拠）>

退職後の活動へのアドバイス、NPOやボランティア活動先の紹介、コミュニティ・ビジネスの起業など、約40万人の団塊世代の県民の、退職後の地域活動支援や就労支援を目的に、2007年度に開設された「団塊世代活動支援センター」は、開設から本年8月末までに、延べ18,000人が利用するなど大きな成果をあげてきている。また、利用者の相談内訳をみると最も多いのは就職に関する相談（全体60%）であり、就労支援に関するセミナー等への参加が圧倒的に多く、中高年齢県民の高い就労意識が窺える。

一方、現下の厳しい経済・雇用環境は、就労意欲のある中高年齢者の再就職を一層困難にしており、永年の職業生活で培ってきた団塊世代をはじめとする中高年齢者の多様な技能・技術などの経験知を活かす機会がますます狭められている現状にある。労働力人口の大幅な減少が懸念されている今日、元気な退職シニアの就労の場の確保は本県の活性化施策として欠くことの出来ない重要課題の一つである。従って、2010年度以降も、中高年齢県民の就労活動支援を基本にした「埼玉県シニア就労支援センター（仮称）」に改組し、これまでの成果を踏まえ、よりきめ細かな就労支援プログラムにもとづいた相談体制や各種セミナー、潜在求人開拓などで退職中高年齢者の就労機会の創出と雇用の拡大を促進すべきである。

2. 上田県政の「みどりと川の再生事業」を県民一体となって推進するため、「緑のトラスト基金」制度の見直しをはかること。また、当協議会が基金設立以来、長年にわたって寄付活動に積極的に協力してきた経緯等を踏まえ、基金運営の場に当協議会の代表を参加させること。

<要請の考え方（根拠）>

当協議会は、「緑のトラスト基金」が創設された1989年以降、その趣旨に賛同し、毎年募金活動に対応し、この23年間で約1,443万円を基金に寄付してきているところである。以前は基金運営の理事会や評議員会にも当協議会の役員を派遣し、埼玉の自然環境の保全・保護活動に向けた施策提言を行う場があったが、現在はその機会もなく今日に至っている。

当協議会では、連合埼玉と一体となって推進している「ネットワークSAITAMA21運動」においても、自然環境ボランティア活動プログラムを設け、自然環境の

保全・保護活動に取り組み、微力ながら低炭素社会の実現に努めているものである。

また、上田県政が掲げる「みどりと川の再生事業」を県民一体で推進する観点からも当協議会の代表を基金運営の協議の場に参加させることを望むものである。

3. 消費者庁の発足等、国の消費者行政の拡充を踏まえ、県の消費者行政の一層の体制と機能強化をはかるため、以下の施策を講ずること。

- (1) 県民の消費生活の安心と安全をさらに確保する観点から、消費生活センターの機能強化をはかるため、消費生活相談員の増員をはかるとともに、消費生活相談員を専門職として位置づけ、自立した生活が確保できるよう、長期間にわたって据え置き状態ある報酬の引き上げなど、抜本的な待遇改善をはかること。
- (2) 県内全ての市町村に「消費生活センター」を設置するとともに、1人体制での相談窓口を解消するよう、当該市町村に強く改善指導を行うこと。
- (3) レベルの高い相談処理機能をめざし、地域ネットによる広域的な相談処理体制の構築を具体化すること。
- (4) 県及び市町村の同一レベルでの相談処理を可能にするため、他の都県等の相談関連情報を遅滞なく相談員に配信するとともに、県独自の「消費生活相談処理基本マニュアル（仮称）」を策定し、相談員の統一的な支援体制を行うこと。
- (5) 悪質商法や詐欺に近い相談事例が多発している状況に鑑み、警察や地域包括支援センターなどと連携が取れるシステムを確立すること。

<要請の考え方（根拠）>

本年9月1日、「消費者庁」が発足し、消費者の保護と安心・安全な消費生活を目指す消費者行政の強化がはかられることになった。しかし、各地方自治体の消費者行政は、財政の逼迫等による予算の大幅な削減や職員数の削減などで停滞し、その機能強化が喫緊の課題となっている。また、消費者行政の質的強化には、消費生活相談員の処遇改善は必須の条件となっている。加えて昨今の消費相談内容は複雑・多様化しており、消費生活相談員のレベルアップと相談体制網の早急な整備も求められているところである。消費者庁の設置と発足を機に、県内70市町村と連携し、悪質商法やヤミ金被害から県民を守り、安心・安全の消費者行政施策をさらに推進することが求められている。

4. 「子育て支援施策」のさらなる拡充と、よりきめ細かい病院の小児科支援施策として、県が作成している「こどもの救急ミニガイドブック」の検証と見直しをはかり、病院に行く前の応急措置のガイドラインとして、全ての子育て家庭と保育園等の子育て関係機関、子育て支援関係団体に広く配布するとともに、医療機関等と連携したセミナー等を開催するなど、実効ある啓発・啓蒙を行うこと。

<要請の考え方（根拠）>

県は昨年（２００８年）１１月、多くの軽症患者の集中による、病院の経営や医師等の過重な負担の軽減をはかるため、特に、小児救急医療機関への軽症患者の過重な集中防止策として、母子健康手帳サイズの「子どもの救急ミニガイドブック」を作成し、市町村を通じて乳児の保護者への配布、さらに県内の各保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点、子育て関連ＮＰＯなどに配布して、啓発に努めてきているところであるが、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時預かりなど、利用者のニーズは引き続き多様化していると同時に、子育て中の家庭、保護者の病院・医師への過度な依存で、小児科医への過重な負担が解消されていない状態にある。

従って、「子どもの救急ミニガイドブック」の啓発効果を検証するとともに、ガイドブックの見直しと発行部数を増やすなど、より広く啓発していく必要がある。

- ５．現下の厳しい雇用・失業情勢を踏まえ、国の緊急経済対策事業に盛り込まれた「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」に取り組む市町村がある場合は、雇用と就労・自立生活支援の立場から、当該市町村の事業を積極的に支援すること。

<要請の考え方（根拠）>

昨年来の世界同時金融・経済危機は、完全失業率や有効求人倍率等の雇用指数が示しているように最悪の雇用環境をもたらしている。とりわけ派遣・請負等で働く非正規労働者の失業者は、昨年１０月から本年６月にかけて、既に２２万人（厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について・６月報告速報」）を超しているだけでなく、職と同時に住まいも失うという失業者が増大し、深刻な社会問題になっている。

当協議会が連合埼玉と推進する「ネットワークＳＡＩＴＡＭＡ２１運動」の資金を活用し、県内の弁護士や司法書士等と連携して緊急に取り組んだ、「職と住まいを失った派遣労働者等への緊急宿泊支援（ときわ会館の宿泊施設を緊急シェルターとして提供）」（延べ３２名が入居）の経験からも、シェルター事業を国や行政の責任で取り組む必要性があることを強く指摘するものである。

また、厚生労働省でも、本年３月１８日付けの社会・援護局地域福祉課長通知において、「ホームレス等の方々には都市部に集中する傾向が認められるが、このような事態が発生すると一自治体での事務処理の困難を招き、適切なホームレス支援事業を実施することができない状況が発生することにもなりかねないことから、ホームレス支援事業等の実施主体については市町村に限ることなく、都道府県も対象としているので、広域的な事業の展開が図れるように検討されたい」としており、当該事業を実施する市町村がある場合は、県としても全面的に支援・協力すべきである。

- ６．今日の厳しい雇用・失業情勢に対応するため、県が本年３月に設置した「緊急求職者サポートセンター」は、情報の周知徹底が不十分なために、県内の多くの失業者が未だにその存在を知らないことを踏まえ、改めて周知徹底の広報活動を行うとともに、

住居を喪失している緊急性がある求職者に対応するため、就労相談だけでなく生活保護の受給申請相談や住居相談などを一元的に対応できる、ワン・ストップ型の相談機能をサポートセンターに整備すること。

<要請の考え方（根拠）>

昨年末から年始にかけて実施された「年越し派遣村」や、県内の弁護士や司法書士、NPO等の有志で構成している「反貧困ネットワーク埼玉」が、本年3月21日・22日に実施した「反貧困・駆け込み大相談会 in 埼玉」で明らかになったのが、派遣・請負等で働く非正規労働者は、失業と同時に住まいも失って路上生活を余儀なくされ、一気に「貧困」に陥ってしまうことであった。また、彼ら・彼女らは、そのほとんどが雇用保険や健康保険等の社会保険にも加入しておらず、社会的セーフティネットから漏れており、食や住まいなどの最低限の生活の確保と、自立生活に向けた就労支援を一元的に行う必要性が求められている。

従って、県内にも派遣・請負等で働く非正規労働者が多数存在することを踏まえ、国の機関や市町村、支援関係団体等とも幅広く連携し、路上生活を強いられている失業者に対し、生活保護受給申請や住居提供の緊急支援と、自立生活に向けた就労相談などを、ワン・ストップ型で対応する機能を「緊急求職者サポートセンター」に整備すると同時に、その周知徹底が喫緊の課題となっている。

7. 「中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、中小SC）」の経営自立化を施策として、当協議会が提案している、以下の未設置自治体も含めた既存の中小SCの広域化を具体的に促進し、県の労働者福祉施策の拡充に資するために、当該市町への支援と指導を強めること。

【提言する広域化の枠組み】

- ① 「所沢中小SC」・「入間中小SC」・「狭山中小SC」の3センターの統合をはかり、未設置の飯能市・日高市も含めた西南地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ② 「上尾中小SC」を中心に、桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町を加えた県央地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ③ 「川越中小SC」を中心に、鶴ヶ島市・坂戸市・越生町・毛呂山町を含めた川越・西入間地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ④ 「ふじみ野共済会」を富士見市・三芳町を加えた広域事業化で、共済会から「中小SC」に移行する。

<要請の考え方（根拠）>

中小企業に従事する勤労者の福利厚生は、単にそこで働く勤労者の暮らしと生活支援にとどまらず、中小企業の人材の確保にも寄与するものである。「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の国庫補助は廃止されたが、中小企業の労働福祉の向上に資するというサービスセンターの目的は普遍的なものであり、むしろ勤労者の総

合福祉センターとして位置づけ、その事業を大きく発展させていくことが県内中小企業の経営基盤の強化と活性化につながるものといえる。このような観点から、当協議会が提言する広域化施策を具現化するために、当該センター並びに当該市町への助言・指導を引き続き行うべきである。

8. 今日の厳しい経済環境は、失業者を増大させているだけでなく、所得格差の拡大によって貧困世帯を増やし、経済的理由で高校中退を余儀なくされる生徒が増加するなど、「子どもの貧困」が深刻な社会的問題になっていることを踏まえ、①高校中退を減らす対策、②貧困層・家族への支援、③中退した生徒に対する職業教育支援の三つの観点から以下の施策を講ずること。

- (1) 補助の対象を授業料だけでなく、入学金（制服代等）など教育費全体をカバーする補助制度に拡充すること。
- (2) 学区がないことは、実質的に学校数だけ序列（格差）をつくる結果となっており、底辺校の高校には、おのずから退学予備軍として入学してくる傾向と実態にあることから、就職支援を指導できるベテラン教員の配置などで支援体制を強化し、学区ゼロ施策の弊害を解消すること。
- (3) 一般的な職業観、勤労観の醸成を目的としたキャリア教育ではなく、卒業後、社会人として必要な、働くことを含めた自分の生き方を設計できる力を養うキャリア教育を取り入れること。
- (4) 経営商工団体など関係諸団体と連携し、県の職業能力開発機関や訓練機関等を活用し、中退した生徒たちへの職業教育支援制度を設けること。
- (5) 教育、福祉、雇用等の各関連分野における施策の総合的推進や、ニート等困難を抱える若者への支援を目的に、本年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援推進法」が、貧しい子どもたちを守ることができ、血の通った実効あるものにするために、県及び全市町村、教育関係機関、並びに県内の各界・各層のネットワークで推進する「埼玉県子ども・若者育成支援推進協議会（仮称）」を設置すること。

また、努力義務となっている「子ども・若者計画」の策定についても、県として積極的に対応をはかるとともに、各市町村にも積極的な対応を指導・啓発すること。

<要請の考え方（根拠）>

雇用格差や所得格差による貧困世帯の拡大は、子どもの貧困にも直結し、家計の圧迫から中退せざるを得ない、させざるを得ないケースを増大させ、全国で7万人以上が高校を中退するなど、「子どもと貧困」が大きな社会問題になっている。また、この問題は「教育格差」問題でもあり、将来を担う子どもたちの未来さえ奪いかねない深刻な問題として認識しなければならない。中退後の子どもたちは、不安定雇用と低賃金という連鎖によって貧困を引き継ぎ、その貧困が子どもたちの学ぶ意欲や、働く意欲、生きる意欲まで失わせている現状が明らかになっている。

わが埼玉県でも大阪府などに次いで高校中退者が多いことを踏まえ、この10年余の行き過ぎた市場主義がもたらした、「貧困—中退—社会的排除—貧困」という負の連鎖と循環を断ち切り、子どもたちを貧困から救い、生きる力、働くこと大切さを学ぶための支援施策が急務となっている。基本的には国がその施策と責任を負うことは当然であるが、教育とセーフティネットを結ぶ先進的な対応を埼玉県から発信し、全国に広げていくためにも、緊急かつ優先的財政措置を講じつつ、県行政と各界・各層が一体となって施策展開に当たるべきである。

また、本年7月8日に公布された「子ども・若者育成支援推進法」は、屋上屋を重ねる支援法という批判もあるが、地域で子どもを守る施策を講ずることは大切な課題であり、「子ども・若者計画」の具現化でより実効ある法律にしていく必要がある。

9. 当社団法人埼玉県労働者福祉協議会、並びに構成福祉事業団体である中央労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉県本部、埼玉県勤労者生活協同組合、埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県労働者信用基金協会等は、超高齢者社会に対応する勤労県民の生涯にわたる暮らしと生活のサポートと、雇用と就労機会の拡大と創出、また、共生の地域社会づくりをめざして事業活動の展開に努めているところである。

公助・共助・自助の福祉ミックスによる安心・安全で、生き生きしたふるさと埼玉を創造していくために、共助の自主福祉運動を担う当協議会、並びに構成福祉事業団体に対して、引き続き支援と協力を行うこと。

以 上